

買境会計

4回シリーズ

竹内 (株)富士総合研究所 環境・資源エネルギー研究部 主任研究員 敬二

る問題である。 り組むかは、企業の生き残りに大きく影響す を迫られている。 企業はさまざまな環境リスクへの対応 環境リスクにどのように取

的損失を被る可能性と定義できる。 わる責任や事業への影響により、 「企業の環境リスク」とは、環境問題にかか 環境リスクは表のように分類される。 企業が経済

の対応の例を示す。 するうえで重要なツールであり、以下に、そ 環境会計は企業が環境リスクを回避し低減

BS (活動基準原価計算) やABM (活動原 る」として、管理会計で採用されつつあるA えて外部環境会計を考えることが必要とな ず内部環境会計を先行させ、その成果を踏ま 取り組んでいる企業は数えるほどであっ 今回は、環境リスクとの関連で、 てる上でも重要な手法である旨言及したが グ) 等の手法が、環境会計を企業経営に役立 価基準)、LCC (ライフサイクルコスティン て「環境に配慮した経営という観点から、ま 用可能かなどに関する議論も増えつつある。 のように役立てるか、内部管理にどのように利 マネジメントの中心に据えて、企業経営にど ものといえるが、一方では、環境会計をコスト 発表しておこう、 ある。その多くは横並び意識から、とにかく が、今や、環境会計ブームとも言える状況で 環境会計の役割については、第二回におい 本稿第一回の原稿執筆時点では環境会計に 参加しようの範囲を出ない 改めて環境

かわる問題である。

環境リスクと環境会計

会計の果たす役割を考えたい。

損害額や、 会計はそのためのツールとして活用できる。 ネジメントを進めることが必要である。 環境 利益」の予測等を基礎資料として、リスクマ 減少に対応するためには、 土壌汚染に関する規制の強化や資産価値の 環境投資による潜在的な「見なし 汚染による将来の

市場競争力の低下等のリスクへの対応

変化しつつある。 の手法を企業の自主的な対応に委ねる形へと 企業の厳格な責任を前提としつつ、その解決 利用対象製品の拡大や環境設計の義務付け等 商品化義務、検討中のリサイクル法による再 環境規制は、行為規制を中心とした制度か 容器包装リサイクル法や廃家電法での再

要である。 持コスト等を考慮した設計を進めることが スト分析等をもとに、設計段階から将来の維 の開発を進めるためには、 ル経費等の負担の最小化や再利用可能な製品 には、再商品化経費の増嵩による収益の低下、 こうした法規制に的確に対応し、 企業がそうした努力を怠った場合 環境会計によるコ リサイク

法的リスクへの対応

要綱等によって規制が進められている。土壌 が指摘され、地方公共団体においても条例・ が重要である。近年、土壌汚染対策の必要性 リスクは、チッソの水俣病の例を持ち出すま に影響するだけでなく、 汚染は修復に莫大な経費が掛かり、企業収益 についても事前に把握し、 でもなく明らかであるが、 環境汚染への的確な対応を怠ることによる 企業イメー ジにもか 法規制の将来動向 対応を進めること

企業の環境リスクと分類

正素の環境リスクとガ類				
区分		事	項	具 体 例
法的リスク		法規制からの逸脱		環境汚染、法違反等に伴う罰金、操業停止、事業の差し止め、 損害賠償、訴訟費用など
(法規制に係わる リスク)	ව	法規制の強化		新たな規制に適合するための支出 取組みの遅れによるコストの増加、事業計画の変更
		資産価値の減少		有害物質により汚染された土地など
市場リスク (環境負荷の大きい施設や製品が市場メカニズムの中で受けるリスク)	市中	製品の市場競争力 低下		LCAや環境ラベルなどの取組みの遅れによる製品等への影響 グリーンコンシューマ、グリーン調達による環境負荷の大きい 製品のシェアダウン 環境負荷の大きい素材・原料の販売減少など
)	経済的手段に対す る対応の遅れ		環境税、課徴金、排出権取引、デポジット等への対応の遅れに よる対策費用の増加、企業間格差の拡大など
イメージリスク		企業のイメージ低下		ISO14000への取組みの遅れによるイメージの低下 環境格付けの低下、不買運動、雇用難など

化を進めるうえでも同様のことが言えよう。 製品の市場競争力の低下は免れない。 境的に優れた製品の製造による他社との差別 また、グリーン購入等の拡大にともなう環

経済的措置の強化によるリスクへの対

別することによって迅速な対応が可能になる。 めにどのような経費を対象とするかなどを識 取引が制度の対象であり、負担増を免れるた 間格差を免れるために重要である。 そのため 対応を進めることが、対策費用の削減や企業 ある。これらの新たな動きを事前に把握し 具体的な枠組づくりが進められている段階で 題として取り上げられており、排出権取引は な手段である。 には環境会計をツールに、自社の事業のどの 環境対策を進めるうえで経済的措置は重要 現に、環境税は政府税調の議

イメー ジリスクへの対応

くことが必要になる。 として評価を得るためには、 コファンド等で環境に配慮し、 づけるデータとして不可欠である。 また、エ たって企業の環境活動の結果を財務面から裏 とが重要である。環境会計は、情報開示に当 報告書等で示し、 境に関する姿勢や環境保全活動の結果を環境 業イメージの低下を防ぐためには、 発展したケースである)が有名であるが、 に対し、環境保護団体グリーンピースが反対 (北海油田の老朽化した石油貯蔵施設の廃棄 ルの石油貯蔵施設の海洋投棄処分中止の例 に環境投資やその効果を積極的に開示してい し、欧州におけるシェル製品の不買運動まで 企業のイメージリスクとしては、 企業の説明責任を果たすこ 環境会計をもと 貢献した企業 企業は環 英国シェ 企

頼性と透明性の確保が必要である。また、エー情報開示という観点からは、環境会計の信 コファンドなどにおいて外部関係者が評価を

行うためには比較可能性が要求される。

業種により環境会計に係わる項目や課題が異 題といえよう。また、比較可能性については、 告書に対し、外部の第三者による検証 (意見 論されることが期待される。 告書の在り方の検討 (さまざまなガイドライ 項目については統一するなど、今後、環境報 なるため、統一的基準は困難であるが、共通 の目的や手法は統一されておらず、今後の課 の表明)をつける事例が数社見られるが、そ ンが公表され、検討されている。) のなかで議 信頼性と透明性の確保については、環境報

かにするための「環境情報の社会インフラ」 とともに事業活動と環境保全との関係を明ら と位置づけている。 ルアセスメント、環境ラベル、環境報告書等 の自主的な取組み(環境マネジメントシステ 平成十一年版の環境白書は、 環境パフォー マンス評価、ライフサイク 環境会計を他

経費を抜き出すだけでなく、環境情報の社会 慮を内在化した経営が可能になると考える。 めることが必要である。それによって環境配 インフラ」の成果を十分活用した取組みを進 めには、単に財務会計のなかから環境関連の 環境会計の仕組みを実効あるものにするた (完

(参考文献)

- II (一九九七)・ダイアモンド社弘 + 加藤秀樹監修・環境と金融に関する研究会 単界環境経済人協議会 (WBCSD)・天野明 ●河野正男・生態会計論 (一九九八)・森山書店●国分克彦・環境会計 (一九九七)・新世社
- 国分克彦・社会と環境の会計学 (一九九九)・ 中央経済社